

掛川市告示第41号

掛川市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

掛川市長 松井三郎

第2の(3)を次のように改める。

(3) この要綱において「特定区域」とは、合併前の大東町の区域内における集合処理区域以外の区域をいう。

別表を次のように改める。

別表

区 分	区 域	補 助 限 度 額		
		5人槽	6～7人槽	8～10人槽
新築、増築又は改築に伴う合併処理浄化槽の設置又はくみ取り便所を水洗化する為の合併処理浄化槽の設置	特定区域	315,000円	417,000円	621,000円
	特定区域以外の区域	148,000円	172,000円	217,000円
既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への付替え	特定区域	526,000円	696,000円	1,036,000円
	特定区域以外の区域	442,000円	513,000円	647,000円

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。